

1-005

役員報酬規程および
費用弁償等に関する規程

伯耆町社会福祉協議会

社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会
役員報酬規程および費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員等の役員報酬、費用弁償の額及び支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員たる会長に報酬を支給する。

2 報酬の年額は192万円とし、月額は16万円とする。ただし、経営状況等を考慮して減額して支給することができる。

3 会長の報酬は、選任された翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給し、辞職、死亡又は解散によりその職を離れたときは、その当月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）分までを支給する。

4 会長を除く役員並びに評議員の報酬は、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が理事会、評議員会及び監査会等の招集に応じ、出席した場合には、次のとおり費用弁償を支給するものとする。但し、会長はこの限りでない。

費用弁償 1日 4,800円

半日 2,500円

2 役員、評議員及び各種委員等が研修会等に出席した場合には、社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会旅費規程を準用し支給するものとする。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年2月1日から3月31日までの間は岸本町社会福祉協議会および溝口町社会福祉協議会の関係規程を準用する。

- 3 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。
- 4 この規程は、平成25年2月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成30年3月22日から施行する。